

事 務 連 絡

平成 26 年 9 月 30 日

各都道府県公会計担当課
各都道府県市区町村担当課
各政令指定都市公会計担当課

} 御中

総務省自治財政局財務調査課

「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の公表について

地方公会計の整備促進については、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月30日公表)において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。また、「今後の地方公会計の整備促進について」(平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102号)において、来年1月頃までに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において当該基準による財務書類等を作成するよう要請する予定であることをお知らせするとともに、固定資産台帳の整備を進めていただくようお願いしたところです。

当該マニュアルの作成については、本年5月より「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」(以下「実務研究会」という。)を開催して議論を進めてきましたが、今般、「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」を取りまとめ、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/index.html>)において公表しましたので、同要領及び同手引きを御参照の上、固定資産台帳の整備等を進めていただくようお願いいたします。なお、統一的な基準による地方公会計整備に要する経費について、平成26年度からの4年間にわたり、特別交付税措置を講じることとしていることにご留意ください。(「統一的な基準による地方公会計整備に要する経費について(照会)」(平成26年9月30日付総務省自治財政局財務調査課事務連絡)参照)

また、引き続き、実務研究会において「連結財務書類作成の手引き」、「財務書類等活用の手引き」及び「Q&A集」の検討を進め、「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」とあわせて最終的に報告書として取りまとめる予定としていますので、今後の実務研究会における議論を注視いただくようお願いいたします。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内市区町村に対しても速やかに連絡いただき、この事務連絡の趣旨が周知徹底されるようお願いいたします。

(担当連絡先)

自治財政局財務調査課

公会計係 山並、岩田

電 話 : 03-5253-5647 (直通)

E-mail : chihou-koukaikai@soumu.go.jp